

學界展望

所得概念の諸相

木村元一

本稿は種々なる所得概念が、所得を概念せんとする理論的または實踐的目的如何と密接な關係にあることを、『所得概念論争』の一端を通じて明かにせんとするものである。

元來概念といふものは、色々な思想や理論を結ぶ網の目のやうなものであるから、概念を如何に規定するかといふことは思想や理論の全體と關係する。従つて、一義的にこれではなければならぬといふ概念規定は存在しないとも考へられるのであるが、しかし概念といふ以上は、少くとも或るものを他のものから區別して、一つの統一に齎らすことができないばならない。異質のものを同一の概念に含めてはならない。その意味で概念は單なる『言葉』ではない

答である。ところが所得概念は、極端な説(例へば所得をすべて心理的満足感だと考へるフィッシャー^(註)らの説)を問題外においても、なほかつ非常に多岐多様に亘つてゐるために、『概念』としての所得を否定する論者すら出てきてゐる。例へばシュスターがさうである。

(註) フィッシャーによると物と利益を分けなければならぬとして、例へばピアノやパンは物(資本)で、音楽や滋養が利益(所得)だといふ。Irving Fisher, The Nature of Capital and Income, N. Y. 1906, p. 105.

シュスターはその著『所得論』(Ernst Schuster: Das Einkommen, Eine kritische Untersuchung, Tübingen 1926.)で次のやうに述べた。

『經濟科學の文獻を繙いて、價值Ⅰ、價格Ⅰ、利子問題の取り扱ひかたを、例へば所得のそれと比べて見るならば、一つの差異が目を惹く。所得現象は他の經濟現象に比して事實の加工に非常に骨が折れる、まるでそれは無理にも發見しなければならぬやうに思はれる。……價值、價格その他は多かれ少なかれ經濟理論の認識部門に於けるダーテンに過ぎない。……「然るに」所得は單に見えないばかりでない、取り上げてそして指示しなければならぬ——發見されるのだ』(註)

然らば何故むりに發見しなければならなかつたのか。シュスターによれば、

『所得概念の根源は畢竟するにまったく非科學的な、しかも國家と經濟間の、争ひの解決である。十八世紀末葉以來の近代の經濟學がその窮極問題をすべてこの對立のみに負ふとまで主張してよいかどうかはしばらく措く。だが所得概念が樹立され、理論が所得を中心に尖鋭化したのは、主として國家の財政政策上の希望と市民の經濟的利益との緊張の結果である。』(註)

即ち所得の内容は、國家の經濟的意義を大とみるか小とみるかによつて自ら異なるのであつて、科學的に、『概念

的に』これを把握することは本來不可能だといふのである。シュスターの見解は特別の検討を必要とすると思はれるので、後にまた立ち戻つて論及するつもりである。所得概念が果してシュスターの言ふ如く、科學的に決定し得ぬかどうかはしばらく措くとして、とにかくその内容が複雑多岐なることは事實である。試みに所得概念が如何に異質的なものを含んでゐるか、この點をクラインヴェヒターに聽かう。クラインヴェヒターは、所得概念が科學的に支持し得ざることよりも、實際生活に於いて用ひ得るやうに規定し得ないといふことを問題にしてゐるのであるが、所説の要旨は次の如くである。(Friedrich Kleinwachter: Das Einkommen und seine Verteilung, Leipzig 1886.)

所得概念を實際に役立つやうに限定することの不可能なことは、所得概念の成立過程に徴して明かであるにも拘はらず、多數の國民經濟學者中だれひとりとしてこゝに氣付かなかつたのは、怪しむべき現象といはねばならない。これまでに所得については、凡そ考へ得る限りの疑點が論ぜられたが、具體的に如何なるものが所得を構成するかといふ根本問題は依然として未解決のままに放置されてある。

もともと所得 Einkommen とは『外から自己の經濟には入りきたるもの』(G. S.)といふ語義をもつ。従つてそれは個別經濟が成立し、貨幣が用ひられ、交換が一般化する如き經濟狀態が前提となつてゐる。だからドイツでは十六世紀以前には遡らない(G. S.)。所得概念はかくの如く最初から私經濟的であり、また貨幣の收入支出と密接不可分の條件關係にあつたのであるが、ひとたび所得の觀念が生れるや、『時の経過と共に「所得」を貨幣收入に限定することが支持し得なくなり』(G. S.)、貨幣所得と並んで『實物所得 Natural Einkommen』もまた外から入つてくることが認められる。貨幣以外に、衣服、食料、燃料等の實物給與も、所得の構成分子と解せられなければならない。これを所得概念擴大の第一歩とすれば、次に、外から來るものは、單に物的なものに限られないことが注目される。非物的なる財 immaterielle Güter、例へば、他人の勞働給付及び物の利用からくるものも貨幣・實物所得と同じはたらしきをもつ。これ第二段の概念擴大である。然るに、最後に所得の概念は再び自ら擴大

して、たとへ文字通り外から來なくとも、『自己の經濟の内部に於いて新たに生ずる財』(§ 1) であれば他の所得とはたつきを同じくする。かくて、『所得とは、新たに經濟に入り來るすべての財であつて、外部から來ると、内部で發生するとを問はず、物的たると非物的(勤勞或は財の利用) たるを問はぬ』(§ 2) と定義せざるを得なくなつた。

クラインヴェヒターはこゝに『エーテル』の如き所得概念が發生したことを告げる。このやうな所得概念が如何に實際上の測定を困難ならしめるかは想像に難くない。彼は、種々なる例を擧げてこの困難を説明した。就中、王族附武官 Fingeladintant が王室その他の高貴の場所に入出入することから受ける非物的なる心理所得 (§ 3) はその尤もなるものであつて、今日でもなほ所得概念規定の困難を示す事例として引用される(例へば Henry C. Simons: Personal Income Taxation, Chicago 1938. P. 53, P. 123)。王族武官の心理所得に類するものとしては醫師が自己の家族に對してなす治療や、主婦の家庭労働等がある。それは家族が病弱であればあるだけ、また子供らが亂暴であればあるだけ増加する。或は靴屋が家族用の靴をこしらへ、葬儀屋が自己の家族の埋葬をなす場合の所得等、これらは如何にして測定するか。

クラインヴェヒターは所得のエーテル的性格を衝いたのち、現實の問題として税法を批判した。彼の擧示する一八六六年三月のハムブルク所得税法、一八七八年二月のザクセン所得税法等によると、自家居住、無料住宅、實物給與、自家生産物その他納税者に歸屬する到來物の貨幣額をすべて所得に算入すべしと規定してゐるのであるが、かくの如きことは、クラインヴェヒターの到底容認できぬところであつて、

『それは恰かも全地球がたゞ一つの大きな取引所事務室であつて、人間生活の全體は、本式に記帳される交換、及び商業取引

所得概念の諸相

一 橋論叢 第十卷 第二號

の絶えざる系列に他ならずと考へるものである。そしてこの場合、ひとは私生活、即ち人間と人間の個人的關係は決して數字ではつかまへられぬことを忘れて居り、また、家族間の關係——夫と妻、親と子、兄弟と弟妹間の關係——親族や友人間の關係を、有價的な商取引の連鎖と見るのは、怖るべき矛盾だといふことを忘れてゐる。』(註 16)

それと共に所得概念は支持できぬもの *Unhaltbares* と斷定されるわけである。

(註) 王族附武官の所得に代表される實物所得が、所得概念の規定に當つて、非常な難問を提供することは疑ひない。彼はこの實物所得(乃至は心理的所得)の計算が不合理なことを論據として、國民生産物或は國民所得の數字的表現をも、理由なきものとして貶斥してゐる(*Verl. d. S. 38ff.*)。所得概念を徹底的に排撃するクラインヴェヒターは、當然如何なる所得概念をも拒否すべき筈であるが、しかし六二—六三頁に至つて次の如く述べ、所得概念を恢復してゐるのは矛盾と言はなければならぬ。曰く。『收入』といふ語は、今日では、廣い概念を指し、『所得』といふ語は狭い概念を示す。而して人は、『所得』(狹義)のもとに、規則的に循環し、所得者が、その經濟的生存をおびやかすことなく消費しうるところの收入部分を理解する。』更に彼はかゝる意味の所得が、極貧、貧困、低生活、中流、富裕によつて異なるところから、たゞちに所得形成(分配)の問題に移つて行く。彼によると、所得概念を混亂に陥れたのは、個人主義的見地であつて、『社會的把握』といふ見地からすれば勞賃利子利潤がそれぞれの所得部門として存在すると説き、しかも『スミス流の』自然的な所得形成論を緩和し、社會經濟制度の如何によつて異なつた分配の可能性の存することを證明しようとしてゐる。クラインヴェヒターの狹義所得概念の導出は、さぶる根據を缺く。なほ本書『所得とその分配』は一八九六年の出版であるが、この年シャントツの廣義所得概念論が發表され、租稅論からする所得概念論争に一應の終結が與へられたことは記憶すべきであらう。シャントツはその論文 *Der Einkommenbegriff und die Einkommensteuergesetze, Finanz-Archiv 13. Jahrg., 1896.* を書き終つてから、クラインヴェヒターの著書を手にしたので、同じ雜誌で簡単に書評を加へ、課稅上の『給付能力』把握といふ見地から、クラインヴェヒターの擧げた疑點を解決すべしと主張した。

クラインヴェヒターの所得概念否定論は所得概念の規定が如何に困難であるかを教へるものと言へよう。尤もクラインヴェヒターは、所得を外から來るものと規定し、かゝる所得概念内容が半ば論理必然的に擴大して、自らをつひに收拾すべからざる背理に導いたと説明してゐるが、所得概念がこのやうな必然的過程に於いて發展したものと見ることは必ずしも當つてゐない。^(註一)むしろそれは激しい現實の鬭争——經濟的及び理論的——の過程を通じて、或は狭く、或は廣く概念され、とくにそれは租税鬭争の^(註二)理論的表現として、長い期間に亘る所得概念論争を経てきたのであつて、エーテル的所得概念にもそれ相當の現實的な根據があつたことを知らなければならぬ。

(註一) モル (Bruno Moll: Probleme der Finanzwissenschaft, Leipzig 1924) は「所得概念は「外からくるもの」或は「消費できるもの」といふやうな日用語に出發點を求むべきではなく (Vgl. S. 116) 財産 Vermögen (可能 Können——給付能力 Leistungsfähigkeit) に求めなければならぬ、財産と所得とはもともとはつきりした限界をもつものではなく、共に合して給付能力の尺度を示してゐた^(註三) (I. 14)」。所得概念は具體的には土地收益に由來するのであつて、外からくるものといふ如く觀念するのはむしろ恣意的である (Vgl. S. 108) といふ。

モルの解釋も一つの重要な解釋であらう。モルの探るシャントツの所得概念については後述。

(註二) なほ本稿で取扱ふのは主としてドイツに於ける所得概念論争で、しかもその一部に過ぎない。もつとも單なる課税技術上の法文解釋を問題外にすると、所謂『所得概念論争』の名に値する活潑な議論はドイツのものであると言はれる。その理由の一つとしては、ドイツ以外の國の所得税法では、多くはいはゆる狹義の所得概念から出發し、列舉主義をとつてゐることが

考へられること (Vgl. Moll, S. 122, Note 1. Simons: Personal Income Taxation, p. 59-60)。

従つて所得概念に關する論争は、或る意味ではすべて課税技術上の問題を取り扱ふに過ぎない一面をもつてゐる。すでにノイマンは、シュスターの見解を先取して實物所得(所得概念の規定をめぐる重要問題の一つであつた)の算入が、學問上の問題に非ざることを言明してゐたほどである (Vgl. F. J. Neumann: Grundlage der Volkswirtschaftslehre, Tübingen 1889, S. 228-229)。まことに所得概念論争は、ドイツの所得税の創成期とも言ふべき時期、即ち一八四八年より一八九一年ミケルの所得税法制定に至る時期に、最も激しく展開された。ミケル税法成立の事情に關するテシェマッヘルの説明は、所得概念の現實的思想史的地盤を次のやうに語つてゐる。

ミケル所得税法以前に種々税法上の前史があつたことは勿論であるが、その時代の時代的傾向によるところが少なくない。即ち『一方に於いては、嵐の如く進行する高度資本主義の現實、それは、プロシヤの不完全な人税と南部ドイツの幾分ましな収益税よりも、一層弾力性をもち高度の區分をもつ主税を要求した。而して他方には社會政策及び講壇社會主義といふこの時代の支配的理念、それは所得分配はとにかくとして、少くも所得課税の「公正」を要求した……』(Hans Teschemacher: Die Einkommensteuer, HB. d. F. W. II. Teil, S. 122)

所得税法をめぐる鬭争は、具體的には北部ドイツの所得税主義の、南部ドイツの収益税主義に對する攻撃でもあつたのであるが、^(註)論争の上では、『所得』を『収益』から解放せんとする試みとなつて現はれたのである。このため問題は單なる課税技術上の問題たることを止め、『所得』概念といふ結節點を通じての經濟觀・國家觀の争ひとなつて展開し來つたのである。再びテシェマッヘルに據つてこの間の事情を述ぶるならば、

十九世紀前半に於ける經濟理論は概ね所得税に對して敵意を抱いてゐた。即ちアカデミックな學界は、アダム・スミス、リカルドの影響下にあつて、廉價な行政を讚美することを止めず、他方やうやく分離獨立しつゝあつた財政學も、未だなほユースチン・ソネンフェルスらの官房學者の影響下にあつて、個人に自由活動を許しその成果に對して課税するといふ新しい行き方に理解を持たず、或はラウの如くたとへ成果課税に反對せずとするも依然として舊き收益税に固執し、所得課税方式に多大の疑念を抱いてゐたのである。

所得に關する學説は、國民經濟學者の側に於いては、『國民所得』の學説となつてゐたが、それは分業を基礎とする國民經濟の總過程に於ける收益形成といふまつたく一般的な關聯に於いて取り扱はれ、従つて收益課税に對する理論的基礎を提供することはできたが、『これに反して個々の現實の分配過程、即ち、收益は結局に於いて個々の人間によつて管理され、そこで個人生活の土臺を形づくり、従つて個々の人間に於いてはじめて經濟的租稅的給付能力が基礎づけられるといふ事實はつひに見逃された。』(Teschemacher, S. 120.)

従つてこゝでの課題は收益の人格化であつた。即ち古典派の所謂原子主義、唯物主義に對して、有機主義、人格主義の立場をとり、これを『所得概念』に反映せしめることであつた。この試みはシュモラーによつて最も鋭く表現せられたのであるが、これが先驅となつたのは一八三二年のヘルマンの著書^(註一)及び一八六一年のシェフレの論文^(註二)であつた。

(註一) F. W. Hermann: Staatswirtschaftliche Untersuchungen, München 1832. ヘルマンの所得の定義はシュモラーの所得概念の基礎となつたものである。いまその初版二九八—二九九頁、所得の章第二節を紹介する。『日常生活で所得といへば或る人が一定時間にその欲望のために使つてもよい貨幣總額と考へてゐるが、本來は貨幣總額ではなくて、貨幣で調達し得る交換財を眞の所得と見てゐることは何人も容易にこれを信ずるであらう。この場合、この財が或る程度の規則性を以て、最初から所有してゐる基本財産につけ加はつてゐることが前提とされる。受領する財、例へば貨幣額は、單なる收入であつて

所得概念の諸相

一橋論叢 第十卷 第二號

その如何なる部分がこの基本財産を毀損せずに費消し得るかを調査しない限り、所得ではない。

すべての支出必ずしも消費でないやうに、すべての収入必ずしも所得ではない。所得とはむしろ一定期間に一個人の毀損されることなく繼續する基本財に新たにつけ加はり、従つて自由に使用し得る經濟的財もしくは交換財の總額である。それが物的でも非物的でもあり得ることは明かである。前以て明かなやうに、國民全體にとつても一定期間例へば一年の所得は、年の始めに存在したすべての基本財産を完全に恢復したのち一年間に新たに生産され提供され國民の欲望満足に役立ち得る交換財である。』

この定義は所得を欲望に關係づけてゐるが、有償的交換財のみが所得を構成すると見、また國民所得を個人所得と同列に取扱ふ點で、未だ收益の完全人格化は行はれてゐない。

(註11) A. Schäffle: Mensch und Gut in der Volkswirtschaft oder der ethnisch-anthropologische Standpunkt in der Nationalökonomie mit besonderer Rücksicht auf die Grundprinzipien der Steuerlehre, 1861, Gesammelte Aufsätze, I. Bd. S. 158-183. この長い名の論文はその名からも判斷されるやうに、經濟學は獲得せられたる財または獲得せらるべき財、即ち貨幣(クレイ)ではなくて、人間(アントロープス)をその中心に置かねばならぬと主張するものであつて、この立場から、課税の對象は資本化せられた財産の使用のみならず、すべての財の使用をも含むべきこと、換言すれば、間違つて純所得と名づけられた純收益のみならず、すべての所得を、その種類と態様に應じて課税すべしと説き、所得の人格性の強調と、純所得(純超過)觀念の否定への主張が見られる。但し消費税を辯護し、所得累進税に反對する點はシュモラーの累進税反對論と同様、その學說の過渡的性格を示す。この論文は若冠二十五歳のシュモラーをして所得概念論史上劃期的な論文を發表せしめる機因を作つた。

シュモラーの「一八六三年の論文 Gustav Schmoller: Die Lehre vom Einkommen in ihrem Zusammenhang mit den Grundprinzipien der Steuerlehre, Zeitschrift für die gesamte Staatswissenschaft, 19. Jahrg. 1.

Holt, S. 186 は、直接に上記シェフレの論文から暗示をうけ、特にシェフレが、所得概念の正しき設定に全問題の鍵があると述べたことと關聯する。正しき所得概念とは何か。まづシュモラーの言ふ正しからざる所得概念から見て行かう。

正しからざる所得概念とは、企業家の立場の上に構成されたそれである。曖昧な觀念の下に公的または國家所得を所得と見た重商主義者たちをしばらく問題外とすれば、重農主義者ケネー、古典學派スミス、リカルド、——及びこの派の影響下にあつた當時のアカデミスト——を通じて一貫してゐる立場は、營利資本の立場である。然るに企業收益を以て眞の所得なりとするのは誤謬であるばかりでなく、非人倫的でさへある。

シュモラーはこのやうな誤つた、非人倫的な所得觀を『超過餘剩說』(Überschusstheorie)と呼ぶのであるが、元來超過餘剩の考へはケネーに發する。ケネーは、『農産物—生産費—純收益』といふ等式をたて、純收益の増加、換言すれば農産物の増大または生産費の削減のうちに社會の富の増加を見出した。しかるに生産費のうちには勞賃も含まれるが故に勞賃の切りつめは、社會の富の増加を來すと考へなければならなかつた。スミスは、『總所得—生産費(資本の補償)—純所得』の等式をたててゐるが、スミスにあつては一方に於いて純所得の増加を希望すると同時に、他方において總所得の増加もまた國民の經濟的進歩を示すものであると考へ、必ずしも純所得のみを禮讃したとは言へない節がある。然るにリカルドに於いては、純所得(—超過餘剩)に對する信仰が極めて強く主張されてゐるのである。そこで超過餘剩說の典型としてリカルドを擧げ、この說の内容をリカルド自身に語らしめよう。

『アダム・スミスはつねに一國が多額の純所得より受ける利益よりもむしろ多額の總所得より受ける利益を誇張する。彼はい

所得概念の諸相

一橋論叢 第十卷 第二號

ふ「一國の資本の中より大なる部分が農業に投下されるに比例して、その國に於いて資本の動かす生産的労働の量は大きくなる。同様にして、この投資がその社會の土地及び労働の年々の產物に附け加へる價值も大きいであらう。……」と。しばらくこれを正しいと假定しても、もしその國の使用する労働の多寡に拘はらず純地代と純利潤が同じだとしたら、澤山の生産的労働量を使用したからといってその國にどんな利益があるだらうか。すべて國の土地と労働の全產物は、三つの部分に分れ、その中一つは賃銀に、もう一つは利潤に、そして残りは地代に充てられる。租税とか或は貯蓄のためにいくらかでも差引くことの出来るのはたゞ後の二部分のみであつて、前者はもしそれがあたりまへの額であれば、つねに、必要なる生産費を構成する。二萬ポンドの資本をもち年々二千ポンドの利潤をあげてゐる個人にとつては、その資本が百人を儲はうと千人を儲はうと、また生産した商品が一萬ポンドで賣れようと二萬ポンドで賣れようと、その利潤が二千ポンド以下に減りさへしなければ、まったくどうでもよいであらう。國民の眞の利害も同じではなからうか？ 純實所得、即ち地代と利潤が同じなら、國の住民が千萬であらうと千二百萬であらうと問題ではない。陸海軍を支へまたすべての種類の非生産的労働を支へる力は、どうしてもその純所得に比例するのであつて、總所得に比例するのではなう』(D. Ricardo: Principles of political economy, Chap. XXVI) (労働者が貯蓄し得、または女中を儲ひ得るのは、リカルドによれば彼らが絶対に必要な生産費以上のものを即ち純所得部分を賃銀の名の下に、割り充てられてゐるからである。)

シュモラーはこのリカルドの所得觀を四つの點から批判する。第一にそれは純収益を直ちに所得と見る誤謬を犯す、企業の立場からすれば總收入と純収益の區別はあるだらうが、個人の立場からすれば唯一つの所得があるのみである。第二に純収益は少くとも進歩的國民經濟を前提とするが、純収益を持たぬ筈の退歩的狀態に於いても租税は課せられた。第三に、個人の所得を純収益部分に分つことは事實上不可能でもあるし又恣意的である。第四に、百年に亘る超過餘剩課税説の支配にも拘はらず、これが法制化の實現せざりしはこの説の誤謬を自ら證明してゐる。

彼はなほ多數のリカル下の所得觀の部分的修正者の見解を批判檢討し、つひに上述せるヘルマンの所得概念に正しき所得概念の核心を見出した。生計費を差引いた残りが所得なのではない。生計費支出そのものが一つ一つ欲望の満足であり、所得の使用でなければならぬ。シュモラーはヘルマンと共にこのことを確認する。しかしシュモラーはヘルマン及びヘルマンの追隨者に無條件に賛意を表するわけには行かなかつた。所得概念は進んで國家論の基礎の上に立たなければならない。

彼によると、國家は一つの大なる道德的有機體であつて、制約された不完全なる個人を、より完全ならしむる目的のために必要な外的條件を創成する。もともと國家及び個人の目標たる完成された人格は、地上的には精神的・物質的所有として規定し得るが、この所有は、『外的認識の可能なる世界では、所得の大小を與へ、内的なる精神生活の領域では満足と不満足を與へる』(p. 51) 國家は人間性完成の外的條件の作出者として、外的に見得るものを課税の規準とすべきである。この『争ふべからざる事實』(p. 53)、即ち物的精神的所有の基準が個人の所得に對應的表現を見出すといふ事實「?」の上にシュモラーの理論が成立する。

従つて所得は人格の完成の尺度たり得るものでなければならない、曰く、

『個々人が、その財産に手をつけることなく、自己及びその家族のために、その精神的肉體的欲望のために、その享樂と目的のために、簡単に言つて、その人格の向上のために、一期間に使用し得るところの手段の總計』(p. 53) と。

所得は飽くまでも人格的なものでなければならぬ。それは、交換流通の世界に現はれる純收益のみならず、自己所有の家、馬、庭、家具等々の直接の使用をも含むのである。それは『個性のための永續的支出』を可能ならしめ、從

つてそれのうちに『個性の全經濟力の尺度が見出される』ところのものである (obenda.)。元來租税は公權に基づくが、一般に權利は意志の意志に對する關係である。従つて租税は個人人格と、そのより高き完成を目的とする國家中心との紐帶に他ならない。人格―その表現たる所得―を通じてのみ國家は財の世界に關與する^(註二)。

リカルド派の所得觀が、毀損すべからざる企業資本の立場に立つて、謂はゞ『財源』の探求確定を志したのに對して、シュモラーの所得觀は、さきに述べた社會政策的公正といふ時代的傾向を反映して、租税の『配分の尺度』を求めるものであつた。シュモラー自身がいふやうに、彼の立場からすれば、『純所得を財源と見る考へ方は間違つてゐる。經濟財は脈を打つてゐる。固定的な大さをもち、年々あるものをつけ加へる如き意味の税源は存在しない』のである (Vgl. S. 32.)。

シュモラーの人格所得の概念^(註三)は、その國家觀、經濟觀、租税觀と密接な關聯に立つてゐた。このため所得は物格から完全に切りはなして觀念すべきことが要求されたのである。しかしながら、彼の所得概念に對しては、それが果して『個人の全經濟力』の表現者であるか否か、また、所得を全然生産過程から切り放して概念することが果して可能であるかどうか、といふ二つの論點から疑問が發せられた。シュモラー以後の論争を次に簡単に省みよう。

(註一) 國家の活動が個人の完成を目的と、個人の完成が所得に對應するとすれば、これは一種の租税『利益説』に他ならないと見る者に、カイツルがある (Vgl. Kaizl: Finanzwissenschaft, II. S. 197f.)。

(註二) シュモラーは課税の對個人人格性を強調すること上述の通りである。従つて、資本を毀損すべからず、純所得に課税すべしとする説を無意味と考へる。けだし既にリカルドの説明 (Principles, Chap. VIII.) にも如く、たとへば純收益に課税

しても、租税を資本から支拂ふか超過剰から支拂ふかは納税者個々によつて異なり、超過剰課税必ずしも資本の保證をなさないからである(9.33)。これと相應して『ヘルマンの所得概念による課税は資本の保證たるを妨げない、だがしかし最も重要な資本の保證は、……一國が抑々經濟的、道德的に進歩するといふ事情のうちにある。』(5.34)と述べ、また税額全體の多寡を定めるものは『政治原理』(5.36)であるといふ。しかし、税額全體の規準として、『年々の所得より租税を支拂ふべし』(9.33)といふことも言つてゐる。然るにこゝにいふ所得が、『使用し得る』といふ曖昧な規定しか持つて居らぬとしたら如何にして租税は所得と適比關係に立ち得るか疑問といはねばならない。

(註三) なほシュモラーの所説を少し補充して置きたい。流通税は直接物に課税せんとするものであつて、勢ひ超過剰課税へ逆轉するものであるといひ、人格所得の立場からこれを拒否する。次に所得課税とはいふものの、決して單一所得税を推すのではなく、税制全體として所得に比例すればよいと考へる。第三に、累進税に對しては、税率の恣意性が國家の公正に反するとして懷疑的である。第四に最低生活費免稅或は子女養育費免稅は惡平等を齎すが故に拒否する。従つてロツシャーの『自由所得』概念に對してもどちらかといへば否定的である。どうしてもこれだけでは生活費として残して置かなければならぬと考へるのは自然法的思考だといふ。最後に彼の考へは根本に於いて給付能力の把握に重點を置くのであるが、彼自身はこの給付能力といふ言葉を『空虚な概念』(9.57)として拒けてゐる。

三

その後の『所得概念論争』は、一方はシュモラー概念の限定へ、他方はその擴大へと、二つの方向にむかつて進んだと言ひ得る。限定への試みは或は財源を探究し、或は國民經濟の總過程との關係を恢復せんとする方向を辿つて、シュモラーの人格所得の或る程度の緩和、古典派概念への歩みよりを思はせ、擴張化はシュモラーの所謂『空虚な概念』

念』、クライヴ・ヒターの『エーテル的概念』への接近を示したと考へられる。まづ限定化の方向から見よう。

限定化を試みたひとびとは、既にヘルマンがさうであつたやうに、所得概念を何らか意味ある概念たらしめんとして『規則性』の觀念を導入し來つたのである。シュモラーは所得を『財産を毀損することなく』『消費し得るもの』とした。しかしながら例へば歌手が年々『一〇〇、〇〇〇金マルク』の給金を全部使ふのは財産を毀損せざるが故に是認められるであらうか。また老先き短かき孤獨の老人がその『財産』を投じて年金に變へるのは果して非認さるべきであらうか（前の疑問はバウクナー、後の疑問はシャンツ）。もともと『消費し得るもの』は『消費したもの』に比して大きいか同じかである。同じであれば（心理所得説をとるフィッシャーでは常に同じ）、課税の餘裕はないから、問題の外に置き得る。大きいとすればこゝに『消費し得るもの』を『消費し得ざるもの』から如何にして區別するかの問題に當面する。單に『財産の毀損なく』といふだけでは足りない。この問題はモルによれば結局に於いて『合理的經濟的に判斷して』（Moll, S. 123）決定するより仕方がない。ところがかかる決定は『常に極めて主觀的に影響された價值判斷』（ebenda）である。かくてこのやうな恣意性を排除して何らか客觀的に『消費し得るもの』を限定せねばならぬ。この限定のために『循環的』『周期的』『規則的』といふ諸標識が導入されたが、これらは結局同じ目的に出で、同じ着眼點をもつものと考へられる。『經濟行爲』『源泉』等の規準もまた同一の方向にあるものと見得る。以下若干の定義を掲げよう。

グスターフ・コーンは、『規則的に繰り返へし一家計の處分し得る財の總計』^(註)とした。

ワグナーは『或る一定の獲得源泉から周期的に規則正しく回歸する純収益にして、その收得が或る人に法律上ま

たは事實上歸屬するものであつて、この人の利用財産から生ずる享樂及び享樂の可能性の價值をも含む。』といふ。

ノイマンはワグナーとほぼ同様に規定して、『永續的源泉の規則的成果として、一定期間に或る人の有に歸し、その利益に於いて處分し得る如きすべての財、貨幣價值ある給付及び他物の利用の總體概念なり。』と述べる。

ロッシヤーは規則性を端的に經濟行爲のうちに見出してゐる。『收入なる概念は或る一定期間に新たに財産につけ加はるすべての財を含む、從つて贈與、富籤利得、相續等によるを妨げない、これに反し所得は經濟的行爲より來るもののみを含む。』

又フォッケも同じやうに、『所得とは、經濟者が消費せる財産部分を補償し、その人の經濟遂行に必要な需要を満足したるのち、而して單なる財産の移轉による財産増加を差引きたるのち自己の消費のために残るもの。』とする。

これらの諸定義は、所得現象の背後に横はるべき規則的な再生産過程を明示または暗示のうちに觀念せんとしてゐるのであつて、(同時にまた徴稅技術上の考慮の拂はれてゐることも時に指摘し得る)こゝにわれわれは、シユモラーが切斷した人格所得と物格收益との關係が何らかの形で恢復してゐることを知るのである。

(註一) Gustav Cohn: Grundlegung der Nationalökonomie, 1885, S. 211.

(註二) Adolphi Wagner: Grundlegung der politischen Oekonomie, 1. Teil, 3. Aufl., 1892, S. 407.

(註三) F. J. Neumann: Grundlagen der Volkswirtschaft, Tübingen 1899, S. 227.

(註四) W. Roscher: Grundlagen der Nationalökonomie, 1892, 20. Aufl., S. 390.

(註五) W. Voeke: Die Grundzüge der Finanzwissenschaft, Leipzig 1894, S. 281.

所得概念の諸相

一橋論叢 第十卷 第二號

(註六) 定義のうちには、種々なる標識が組み合はさつてゐるのであるから、次のモルの分類は或る意味で皮相的だといへる。

モルは、以下に述べるシャントツの所得概念をとり、これを廣義所得概念となしこれに對し左の五説を狹義の所得概念説と稱し、その支持し得ざる所以を説明してゐる (Moll, 15. Kapitel)。

- 1、消費基金説 Konsumptionsfondstheorie. (モリス・マルサス、インゴルツ、ラウ、シュモラー、ヘルツ、ザツクス、ミートホフ)
- 2、周期説 Periodizitätstheorie. (G・コーン、B・ヴァイス)
- 3、源泉説 Quellentheorie. (グート、ノイステインク)
- 4、生産概念説 Produktionsbegriffstheorie. (ロッシヤー)
- 5、収益總額説 Summe von Erträgen. (フオッケ、リーフマン)

以上の傾向に反して、シャントツはシュモラーには未だ明確に現はれてゐなかつたところの『個人の給付能力』の把握といふ方向へ進んだ。シャントツの立場からすれば、上に述べた諸概念規定は所得を他の同じ様に曖昧なものによつて規定するものとしか考へられなかつた。毀損すべからざる所得『源泉』とは何か、『經濟的行爲』とは何か。それらは依然不明である。それが分つたとしても、しかもなほ規則的ならざる所得がしばしば給付能力を示す！

廣義所得概念は、給付能力を示すすべてのものを所得とする (除財産)。従つてある意味で所得概念論争はこれによつて一應の結末を與へられたと考へ得るのであるが、同時に『概念』としての所得に對する不信をも喚び起こさざるを得なかつた。シャントツはその記憶すべき論文 (G. v. Schanz: Der Einkommensbegriff und die Einkommenssteuergesetze, Finanz-Archiv, 13. Jahrg. Bd. 1, 1896, S. 1—87.) に於て言ふ。

『われわれは知りたい、或る個人が或る一定期間に如何なる獨自の經濟力を示すかを、また彼がこの期間に自己の財産を毀損し、或は他の手段（負債）に頼らずに、如何なる手段を自由にし得るかを。』（註五）
これに對して答へる。

『總收益、純收益、純利益の總計に對しては何ら特別の概念を要しないが、一期間に、從來の財産を自らへらすことなく處分し得るやうな形で或る人に流れ込むものを明かにする一つの概念が要する——この概念が所得である。……それは一定期間の純財産増加——效用及び貨幣價值ある第三者の給付を含む——として示される。……従つてわれわれは、所得のうちにすべての純收益、效用、第三者の貨幣價值ある給付、すべての贈與、遺産、遺贈、富籤利得、保險金、保險料、あらゆる種類の景氣利得を算入し、あらゆる負債利子及び財産喪失を控除する』（註六）

問題は給付能力の指示者としての『所得』であつたのであるから、何らの理論的支點をも必要としない。従つて何らかの經濟理論的觀點からすれば、種々本質を異にするものが所得のなかに見出されるのである。ゲルロフをして言はしむれば、シャントは『用語と經濟的事實とを曲解して、純經濟的概念（註七）を國庫目的のために歪曲した（註八）』のである。
（註三）

（註一） W. Gerloff: Grundlegung der Finanzwissenschaft, Hb. d. F. W. I, S. 49.

（註二） シャントの所得概念はしかしモルを始めとしてユーストリウス（von Pistorius: Unser Steuerrecht, Stuttgart 1929）

ポピッツ（Popitz: Art. "Einkommensteuer" HWB. d. St. W. 4. Aufl.）シュツ（Strutz: Kommentar zur Reichseinkommensteuer.）その他フォーゲル、コッホ、等の追隨者を持つばかりでなく、とにかく一時的にせよ一九二一年の帝國所得税法に結實したのである。

所得概念の諸相

四

さて、われわれは、所得概念の規定の方向のさまざまに分岐するなかで、二つの主な傾向をとり出して示した。一つは、租税の配分といふ觀點に立つものであり、他は財源の確定といふ立場をとるものであつた。前の立場に立つシャンツ的所得概念と後の立場をとるリカルド的所得概念の間には非常に大きな間隔があり、その間隔を埋めつくすが如く數多くの所得概念が存在することを見てきたのであるが、さてこゝで再びシュスターの『所得論』——これらのすべての所得『概念』を抹殺し去らんとする試み——に立ちもどつて、その所説を簡単に検討してみたい。

シュスターはさきに述べたやうに『所得は發見されねばならぬ』といつた。それはどういふ意味であつたか。いまままでに得た所得概念に照らして見ると彼のいふ意味はかなり明白である。シュスターは言ふのである、もし所得をケネー的に狭く『プロデュイ・ネ』に限るならば、所得と収益の區別は不必要だし、もしまだシャンツ的に『純財産増加 Reinvermögenszugang』と見るならば所得と財産の區別が見失はれる。^(註1) 何れにしてもとくに所得といふ概念で表現しなければならぬ經濟現象は存在しないではないかと。

(註1) Ernst Schuster: Das Einkommen, S. 6. シャンツに對するこの種の非難はフィスティング及びフィリポヴィチに出でる。フィリポヴィチの批判はゲルロフの引用するところでもあるが、次のやうに言ふ。『シャンツはこれによつて何ら新しい所得概念を獲得し、或は舊概念を完全にしたのでもなく、所得といふ概念を一般に人間の經濟から消去したのだ。そして彼はこれと共に財産しか知らなかつた中世の考へ方に逆戻りする。』(E. v. Philippovich: Lehrbuch der politischen

Oekonomie, Bd. 1, 10. Aufl. 1913, S. 345. Vgl. E. B. Fuisling: Grundzüge der Steuerlehre, 1902, S. 147.) したが、この非難はシャントツやモルラにとつては何の痛痒も感じない。たゞこの非難の意義は、所得概念を如何なる意味での經濟概念と見るかにかゝつてゐる。

それにも拘はらず所得が概念せられるのは如何なる理由に基くか。この點を究明するために、シュスターはまづ所得概念を分析して、そのなかに一つの共通の性格を取出した。曰く『消費可能なるもの』といふ性格これである。そしてこの消費可能なるものを、物的に把握できるとする點に於いてもすべての所得觀が一致してゐる。即ち所得を、何らかの經濟事象の終結と共にはじめ出てくるものと見、また所得に至るまではすべてが決定されてゐるが所得と共に處分の自由が始まると考へる點では、すべての所得觀が共通してゐる。シュスターによれば、古典派の超過剩餘説とシュモラーらの消費基金説との差は、單に『自由の所在 Lokalisierung der Freiheit』(S. 12.) の差をもたらずだけである。

91
しからばこのやうな所得の『完結性』と『自由性』とはいかなる精神過程から生じたのであらうか。彼はこの點を明かにするために『經濟的現實の最も普遍的な敘述』(S. 13.) から出發する。こゝにいふ普遍的敘述に従へば經濟的現實は、人間が交換手段を助けとして相互にものを與へてゐる、といふ事實これである。彼は『物質と諸力がたえずその地位を變更し、絶えず自ら轉換することのうちに成立する一大事象』(S. 14.) を唯一の經濟的現實だと見る。現實には『往き來し』『生れては變はる』『絶え間なき Werden があるのみである。この『絶えざる生成』を切斷して一つの生成と見、始めと終りのある一つの過程の循環と見るのは何らかのドグマによるに非ざれば不可能である。即

ち人間欲望といふ始動力によつて動き始め、その満足に於いて終る物的にして因果的 *Sachlich u. Ur-sachlich* なる過程を構想し、現實をこの枠にあてはめて解釋した時にはじめて『絶えざる生成』はリズムをもつた循環——例へば生産、流通、分配、消費——と考へられる。このやうな構想の下に、人間を原因とする事物の因果的生起、一回の生起の終結と共に恢復される個體の自由、そしてその自由の表現者としての所得が觀念される。

しかるに欲望を經濟の動因とし、原因Ⅱ結果といふ公式によつて所得を説明する試みは、勞賃については或る程度妥當するが、他の所得の場合には破綻せざるを得ない。^(註1) 元來、欲望や財はしばしば經濟の中心概念とされるが、學說史のまさに證明することく、それらは更に經濟的欲望、經濟財として限定されなければならないかつた。欲望や財が經濟的者の基礎になるのではなく、經濟的者が欲望や財を經濟概念たらしめるのである。經濟的素材は物的因果的に規定できないのだ (*Vel. u. d. s. s.*)。經濟を經濟たらしむるものは、人間理性の客觀的秩序たる經濟計算の秩序、即ち、『價格支拂』であり、經濟の本質は『價格能力あるもの *Preisfähigkeit* として承認されること』 (*s. s.*) のうちにある。

従つて、物的因果的に單なる欲望や財と關係づけられる所得概念は、欲望や財がもともと無規定なのであるから、依然として無内容であると言はなければならない。また、秩序としての經濟から、何か出てくると考へることもできない。そこから何か自由に處分しうるものが生じてくるやうな秩序は秩序ではな^(註2)う (*Vel. S. 48.*)。

(註1) シュスターは例へば勞働價值説を擧げる。原因Ⅱ結果の等式に従へば、生産物は勞働によつてその價值を與へられる。従つて勞賃以外の所得は、經濟的にではなく、擲取的 (典型はマルクス) に第二次的に成立する。これは補助原因に逃場所を求め或は最初的前提たる原因Ⅱ結果を放棄することになるといふ (*Vel. S. 19-20.*)。

(註二) 自由に處分し得る、而して物的に規定されたるものは經濟には存しないと考へるのであるから、所得は經濟『概念』ではない。もし所得を強いて概念するとすれば、それは實際上の便宜——例へば、人が生活してゐる以上は給付能力があるに違ひない、これに従つて課税すれば公正であらう等々——に出でる。『……財産の利用享樂が「所得」なりや否やは……所得概念が如何に、また何のために、つくられたかといふ本質と目的に従ふ』(28)。國家所得がどこからくるかといふ問ひもシユスターから見れば問ひそのものが間違つてゐる。シユモラーとは異なつた意味に於いてではあるが、『經濟から掬ひ取ることのできるやうなもの』(28, 87)の存在を認めないからである。租税は課税に對する價格秩序の反作用を通じて經濟の轉置『Umstellung』を生む。國家が經濟に組み入れられるのは、轉置によつて個々の要素の異なつた給付が經濟秩序のうちに場所を占めることに基く。強いて言へば生産要素の異なつた組み合わせ、それが財源である。これらの點に關するシユスターの議論の検討は他日を期した。

シユスターはかくの如く『概念』としての所得を否定したのであるが、所得がしばしば經濟の質的な生活能力の表現者たらしめられ、生活そのものの理想主義的批判の規準として觀念せられることを指摘し(28, 105)これを概念としての所得から區別するために『イデーとしての所得』(28, 117)と呼ぶ。このやうな理念『所得』はシユスターによれば『國民所得』といふ言葉で現はされる。しかしこれは言ふまでもなく個人所得の總計としての統計上の『國民所得』とは何らの關係をも持たない。後者は、個人所得の寄せ集めであつて、ほとんど無意味に近い。

シユスターの所得概念否定論は、いふまでもなく彼の經濟觀を前提とするものであるから、これが性質と内容を徹底的に検討した上でなければ、直ちに賛否を決し得ぬこと勿論である。しかし『收入』及び『收益』から區別して、くに『所得』を概念せんがためには、何らか實踐上の目的あるひは特定の解釋を必要とするといふことは、シユスタ

1と共にこれを認めなければならない。従つて、何を所得となすかは、一般的には決定し得ず、特定の目的に應じて、例へば個人の國家に對する給付能力の把握、個人間の厚生程度の比較、分配過程の分析、所得形式の把握、財政と一般經濟の所得參與割合の發見、國民所得の國際比較、等々、に應じて、異なる所得内容が『發見』され、それぞれ(註二)の目的に對する有効性は別に決定されるものと言ふべきであらう。(註三)

(註一) 統計的國民所得が國民の生活力を表現しないことは他の論者によつてもしばしば指摘されるところであるが、シュスターは、例へば數字上國民所得が他の國の十分の一だからといつて生活能力をも十分の一だと判斷するのは恰かも熱があれば肺病と診斷するのと同様な速斷であるといふ(S. 109. u. S. 115.)。彼は、生活力は經驗科學の取り扱ひを許さぬ、と考へるのである。——ゴッテルも「社會生産物」、「國民財産」、「國民所得」等の數字が經濟の眞の規準たり得ぬことを指摘し、國民經濟から何か出てくることを期待し、或は國民經濟の「生産力」を云爲するのは、單なる譬喩としても欺瞞的だと言ふ(Gottl. Othilienfeld: Wesen und Grundbegriffe der Wirtschaft, S. 89.)。但しシュスターとの見解の一致はこゝまでであつて、シュスターはイデオとしての「國民所得」を學問の外にありとするに對し、ゴッテルはこれを國民經濟の正しき形成(生活重力の増大)への判斷規準を學問的に求めんとする。

(註二) この問題を取り扱つたものにプフライデラーの著書がある(Otto Pfeleiderer: Die Staatswirtschaft und das Sozialprodukt, Jena 1930.)。本書は、所得と社會生産物との關係を見る上に示唆するところが少くない。プフライデラーの考へを簡単に紹介して、所得概念の問題の中心をいまだ度省みて見よう。彼によると所得と社會生産物は共に價格事實 Preisstatbestandであつて、本質的には同一物の別の表現である。その差はたゞ所得が家計に屬し従つて統一意志的な處分主體を有するに對し、社會生産物は、國家に屬するものを除けば、かゝる處分主體を持たぬといふ點にある。兩者とも價格事實であるから、家族の勞働、家具什器の利益——實物所得——は視野の外にある。故に所得は個人の給付能力を示さず、社會生産物は「眞の

厚生状態を測る尺度としては不適當』(54)であり、入用充足を市場的に行ふ分量によつて同一の充足状態でも異なつた數字を示すのである。他方有償的給付といふことが所得及び社會生産物の指標であるから、有償的であれば、たとへ官吏、女中、公債利子受領者等の収入も、單なる贈與や償還や強制的移轉と異なり、本源的所得に含められる(55-60)。——古典派の純収益、乃至は『生産的』との差、及びシャントツの所得概念との差を見るべし。フフライデラーが、古典派の『非生産的』とせる所得を、本源的と呼ぶ理由は、二つあるが、何れも、理論的ではない。その一は、女中等々も所得に對して何らかの給付を與へるといふ事實であり、他は給付の『非生産的』使用と『生産的』使用とが、實際上市場に於いて競合するといふ事實、換言すれば、『非生産的』消費信用の利用者も、『生産』信用の借主も、また『生産的』勞働の借主も『消費』勞働の利用者も、ともに同一の資本又は勞働市場にあつて競合し、同一の利子賃銀を支拂はなければならぬといふ事實であつて、利子論や賃銀論の如何によつて左右さるべきではない(Vgl. S. 55)。——理論よりも事實。かゝる見解は、所得形成を直接に生産物の價格形成に於いて理論的に考察せんとする均衡理論的要求、そしてまたある程度古典派の理論的要求、と相反する方向にあることを示すであらう。フフライデラーにあつては、社會生産物に對する國家の參與割合を見んとする統計的目的が、所得概念を自ら限界づけてゐるのである。

(註三) 同一の土地に對して、産業地圖、交通地圖、地形地圖等々が各々必要であると同様ではないかと思ふ。但し例へば交通圖示といふ特定目的に對しては、自ら圖示法の優劣が或る程度理論的に可能である。

附記 所得概念の展望に當つてはなほ省みるべき文献は無數にあらう。財政學及び經濟學の書物は全てといつてよいほど所得を取扱つてゐる。だが、就中、マイヤー(Robert Meyer: Das Wesen des Einkommens, Berlin 1887.)、ハウクナー(A. Bauckner: Der privatwirtschaftliche Einkommensbegriff, München 1921.)、ホーントン(R. Lühmann: Ertrag und Einkommen auf dem Grundlage einer reinen subjektiven Wertlehre, 1907.)、スタンプ(J. C. Stamp: Wealth

所得概念の諸相

一橋論叢 第十卷 第二號

and Taxable Capacity.) シラス (Shiras: Taxable Capacity and Burden of Taxation and Public Debt. J. of the R. SS. 1925.) 等は參考にすべきであるが、本稿では取扱ひ得なかつた。我が國の文獻中本稿執筆に際しとくに參考としたものを挙げれば、神戸正雄「租税研究」第一卷、第四卷。伊藤久秋「所得概念の吟味」(商業と經濟一一〇一、昭五年)、汐見三郎「所得に關する疑義」(經濟論叢三五ノ四、昭七年)、島恭彦「所得概念より見たる租税論」(經濟論叢四二ノ二、昭十一年)、伊藤武夫「モルの所得概念」(内外研究七ノ四、昭九年)等である。これ以外に所得を取扱つたものは多數存するのであるが、しばらく割愛しなければならなかつた。

(昭和十七年七月)

本號執筆者紹介

井 藤 半 彌氏	東京商科大学教授
宮 崎 正 吉氏	商學士
加 藤 精 一氏	商學士
木 村 元 一氏	東京商科大学助教授
久 保 岩 太 郎氏	東京商科大学教授
國 弘 員 人氏	東京外國語學校教授
深 見 義 一氏	東京商科大学専門部教授